(三)・(四)　［略］

(五)　学校法人の資産の状況等について、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア　開設年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度から申請年度までの各年度のいずれかにおいて、当該年度の経常収支差額が零以上であること。

イ　申請年度において、(ア)に掲げる資産の合計額から(イ)に掲げる負債の合計額を控除した額が零以上であること。

(ア)　学校法人会計基準別表第一に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この(ア)において総称して「運用資産」という。）並びに当該学校法人が追加又は細分した小科目であって運用資産に準ずるもの。

(イ)　学校法人会計基準別表第一に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、一年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この(イ)において総称して「外部負債」という。）並びに当該学校法人が追加又は細分した小科目であって外部負債に準ずるもの。

(六)・(七)　［略］

(八)　開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(七)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(九)　校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(七)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア～エ　［略］

(十)　［略］

(十一)　余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であって、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(十)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十二)　偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下(十二)において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。

(十三)　(一)から(十三)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

六　改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分

(三)・(四)　［同上］

［(五)を加える。］

(五)・(六)　［同上］

(七)　開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(六)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(八)　校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(六)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア～エ　［同上］

(九)　［同上］

(十)　余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であって、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(九)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十一)　偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下(十一)において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。

(十二)　(一)から(十二)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

六　改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分